

## 指導行政のポイント

### “移行措置”はどうか

菱村 幸彦

来年3月までに新しい学習指導要領が告示になることが決まった。では、今後のスケジュールはどうなるか。

#### 新教科書の整備に3年かかる

新指導要領が告示になっても、すぐ実施になるわけではない。新指導要領を全面的に実施するためには、新しい教科書の整備が必要だからである。

新教科書の整備には、編集・検定・採択に1年ずつ要するので、新指導要領の本格実施は、早くて平成23年からとなる。それも小・中同時実施は、教科書の編集と検定のキャパシティからみて難しい。中学校は、平成24年から実施することとなる。

それまでの間は、移行措置が行われる。移行措置は、新教科書が整わなくても、実施できる部分を前倒して実施する経過措置である。これは指導要領の例外措置となるので、別告示で決められる。

では、移行措置はどうか。従来例では、移行措置の告示が出るのは、新指導要領告示のおおむね半年後である。新指導要領自体が告示されていない段階で、移行措置を云々するのは難しい。

しかし、今回は、新指導要領が告示になる前から、移行措置が話題になっている。中教審の「審議のまとめ」が公表された直後、渡海文科相が新指導要領について「平成21年にもできる部分から前倒して実施したい」と発言した。これが一部の夕刊で、新指導要領が平成21年度から実施されると受け取られるような記事になったため、文科省は、ホームページで釈明のコメントを出している。

そのコメントによると、文科相の発言の趣旨は、「新指導要領に基づく教科書が全国の学校で使われるようになるためには3年余り時間がかかるが、それまでの間に先行して実施できるものについては、平成21年度から移行措置として実施することとしたい」ということを述べたものというのだ。

#### 追加した内容をどこまでこなすか

その後、もう一度、移行措置が話題となった。というのは、12月5日のOECDの国際学力調査(PISA)の結果発表の折り、文科相が国会答弁で「指導要領が決まれば、できるだけ速やかにやれることからやるべきだ。PISAの結果も踏まえ、どこからやれるのか、またどこがやれるのか、スピーディーに検討していきたい」と述べた。

この答弁について、文科省のメルマガ臨時号は、「大臣の答弁は、移行措置期間中の先行実施について改めて述べたものである。今回のPISAの結果を踏まえると、先行して実施する内容として、指導内容の増加が見込まれる算数・数学、理科を対象として検討を進める」と解説している。

移行措置の内容はまだまったく決まっていないが、過去の移行措置の例から推測すれば、次のようなことが考えられよう。

- (1) まず、「生きる力」の育成が、移行措置において重視されることは間違いない。
- (2) 道徳と特別活動は、教科書と関係がないので、新指導要領によることとなる。
- (3) 国語、生活、音楽、図画工作、家庭、体育については、現行教科書でも、新指導要領の趣旨を生かした指導が可能であるので、できるだけ新指導要領によることとなる。
- (4) 社会、算数、理科については、新指導要領に則した教科書を必要とするので、旧指導要領によることとなるが、追加された指導内容を移行措置でどこまでこなすかが課題となる。
- (5) 今回の改訂で、標準授業時間がほぼ1割増加している。これを、どう移行措置に折り込むかも課題である。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中! ● 最新刊! 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

## 『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)